

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年3月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300303 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300050 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 11 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 11 年 4 月 1 日からA社で勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得年月日が同年 5 月 1 日となっている。

給料支払明細書 (写) を提出するので、調査の上、平成 11 年 4 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書 (写) 及び給与所得の源泉徴収票 (写) 並びに事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書 (写) 及び日本年金機構の回答により認められる請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額並びに上記給料支払明細書 (写) により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生

年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めている上、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における被保険者資格取得年月日が雇用保険の記録における被保険者資格取得年月日と同日の平成 11 年 5 月 1 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。